

## 国立歴史民俗博物館体験プログラム規程

平成30年12月25日  
歴博規第91号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館（以下「本館」という。）の来館者が体験できるプログラム、イベント、ワークショップ等（以下「体験プログラム」という。）の実施について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 体験プログラムは、本館の教育研究の成果を広く社会に公開し、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の体験プログラムのうち、人材育成その他の社会貢献に資するものについては、各種研修コース又はセミナー等として開設することができる。

## (企画及び実施)

第3条 体験プログラムの企画及び実施は、広報連携センター（以下「センター」という。）が行う。

2 前項のほか、センターが認めた場合については、体験プログラムの企画及び実施の全部又は一部を外部委託することができる。

## (参加料)

第4条 体験プログラムの参加料は無料とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、参加料を徴収することができる。

## (参加証明書)

第5条 館長は、体験プログラムの参加者に参加証明書を交付することができる。

## (報告)

第6条 センターは、体験プログラムが終了したときは、館長に報告しなければならない。

## (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、体験プログラムの実施について必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成30年12月25日から施行する。